

見 解

大飯3、4号機控訴審における、名古屋高裁金沢支部の判決は、原発の存否に関わる問題を立法府や行政府による政治的な判断にゆだねるべきとした。司法の役割を貫く姿勢は微塵もない。

また、耐震性検討の中心にいた人物が、地震動を過小に評価したと証言しても、安全に問題がないと結論づけた。もはや論理的思考を停止したとしか思えない。

国民の生命を守らず裁判官の保身に徹した不当判決を断じて許さない。私たちは、高松高裁において、伊方原発の運転差止を勝ち取るべく全力をあげる。

2018年7月4日

和田 宰

(伊方原発をとめる会事務局次長)